

裁判における地盤専門家の役割

土地保全・裁判

○株式会社環境地質 正会員 大久保 拓郎

1. はじめに

裁判は社会紛争の解決手段の一つであり、基本的に人と人、あるいは法人や行政との意見や利害の対立を解決する手段である。しかし、紛争の前提となる事実の認識が裁判の当事者同士で異なっていたり、または現象が理解されていないといったケースも数多いと考えられる。争いの元となる現象が地盤に起因する場合には、地盤工学の専門家が意見を述べることになる。この時、裁判という場で専門家としてどのような姿勢で臨むのか、明確な指針があるわけではない。

ここでは、いくつかの裁判に関わった中から1例を挙げて、技術者として裁判に関わる課題を抽出する。

2. 裁判の概要

平成5年7月に西日本を中心に大雨が降り、水害、土砂災害で5名を超える死者が出ている。この時被害の大きかった広島県呉市内で、多数生じた崖崩れのうちのひとつで崖下の被害者が崖の所有者を訴えた。筆者らは被告側の依頼で崖崩れの原因に関する意見書を作成し、結果として賠償額の大幅な減額に寄与した。

崖崩れが起きたのは、昭和初期に造成された古いひな壇型の宅地である。住宅間には、造成当時に造られた高さ約7mの切石積擁壁があり、これが大雨によって崩壊した。この崩壊によって原告の住居は全壊したため、崖の所有者に対して原状復旧と損害賠償として約2,500万円を請求する訴えを起こした。

裁判で争われたのは、主に崖の持ち主の管理上、瑕疵があったのかどうかという点である。



写真-1 崩壊後の現場の様子

3. 裁判の中での役割

この裁判の中での筆者らの役割は、図-1に示す『地盤コンサルタント』である。直接の依頼主は、原告が加入していた火災保険の保険会社である。図中の破線で示したのは、裁判で争われた損害賠償であり、原告敗訴の場合には賠償金も含めて保険金で支払われることとなる。このため地盤の専門家に依頼して、崖崩れの原因に関する原告側の意見書を作成した。

原告側の意見書の提出後に、裁判所も中立的な専門家の判断を仰ぎ、第三者による意見書も作成され、裁判に提出されている。

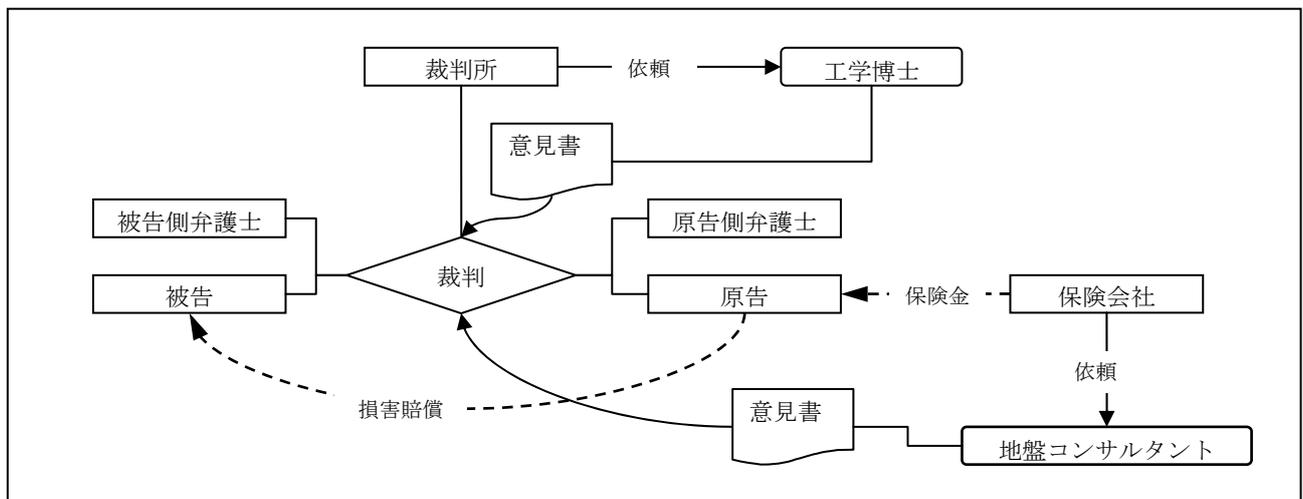


図-1 例とした裁判における関係図

4. 原告の訴えの要旨

原告の訴えの主要な部分は以下の通りである。

- ① 崩壊した箇所は昭和初期に造られた古い石積み擁壁である。
- ② この石積み擁壁は崩壊前から2箇所で膨らみ出しが生じ、再三修理を要求したが被告は放置を続けた。
- ③ この放置された石積み擁壁が今回の降雨により緩みが進展し、崩壊に至った。
- ④ 崩壊した石積み擁壁は被告の土地の工作物であるから、その工作物の設置保全上の瑕疵責任が被告にあった。

5. 提出した意見書の要旨

筆者らが提出した意見書の要旨は以下の通りである。

- ① 崩壊箇所は昭和初期に作られた石積工で、老朽化が進んでいる。
- ② 崩壊箇所周辺の石積工は、崩壊箇所と同様に緩みのあるものが多いほか、地表排水溝の不備も多い。崩壊石積工だけに緩みがあったわけではない。
- ③ 崩壊地盤はマサ上の盛土部分の崩壊で、呉市街地での典型的な崖くずれの地盤で、その原因は連続雨量 256.5mm の豪雨による、地下水の上昇と敷地外を含む周辺表流水の集中である。
- ④ 石積み擁壁の保全瑕疵責任を超える自然災害で、周辺道路の排水溝からも表流水が流入しており、本地区のような水を集めやすい地盤地形、地盤条件の場所では個人の瑕疵責任をとえない。



図-2 意見書に添付した平面図

6. 判決

1年におよぶ裁判の結果、被告である崖上の宅地の崩壊原因は、被告の管理の不備だけでなく、地盤特性、突出した降雨量などから人的に止められない自然災害である点と、公道からの地表水の流入も崩壊の一因として考えられることから、被告の賠償金額はかなりの減額（原告請求の約95%減の5%）となり、事実上被告の勝利で結審した。

7. 勝利の要因と課題

提出した意見書は、実質的な被告の勝訴となった要因の一つとなった。敗訴した別の案件の経験などと対比してこの意見書の最大の特徴は、専門的な部分はほぼ定性的な内容とし、定量的な内容は雨量や被災箇所数など、広く社会が認知しているデータにとどめた点である。裁判では地盤特性や降雨特性よりも、むしろ突出して多い被災箇所数などが評価されたようである。

この意見書の内容は、斜面防災に関わったことのある人間には常識の範囲であり、決して突出した技術力が必要な内容ではない。雨量や被災箇所数などのデータは、弁護士や保険会社などでも入手可能なデータである。しかし、こういったデータを並べて、この現象が異常であると主張が出来るのは、地盤や防災の技術者である。

一方で、この裁判に限らず課題となるのは、一般住人との接点の少なさである。今回のケースでは保険会社という窓口を通じて被告の手助けが出来たが、被告はそもそも地盤の専門家が存在することも知らなかったようである。必ずしも裁判という場でなくとも、我々のような専門家が一般社会に貢献できる場は存在する。逆に、一般の住人が我々を必要とする時は、トラブルや災害など危機的な状況であることも多い。そのようなときに住人が専門家にアクセスする窓口が必要である。

参考文献；稲垣 秀輝・大久保 拓郎；呉市内宅地盛土の崩壊事例と訴訟対応，京大防災研一般共同研究-都市域における宅地盛土斜面の地震災害予測研究発表会資料，pp5-6,2002

稲垣 秀輝・大久保 拓郎；呉市街地の斜面崩壊と訴訟対応，日本地すべり学会誌，vol.40，No.5，pp74-77,2004